

『尼崎市商業立地ガイドライン』に係る届出等に関する相談について

尼崎市経済環境局経済部地域産業課

1. 尼崎市商業立地ガイドラインについて

市内で小売業（物品加工修理業を含む。）を営むための店舗を立地する際には、尼崎市商業立地ガイドラインを順守した計画とする必要があります。

また、尼崎市住環境整備条例に基づき、設計が実施される前のおおよその計画内容が決まった段階（構想段階）で、事業概要等を届出する必要がありますが、この中で、まちづくりの指針である本ガイドラインにより適正な開発が行われるよう指導を行います。

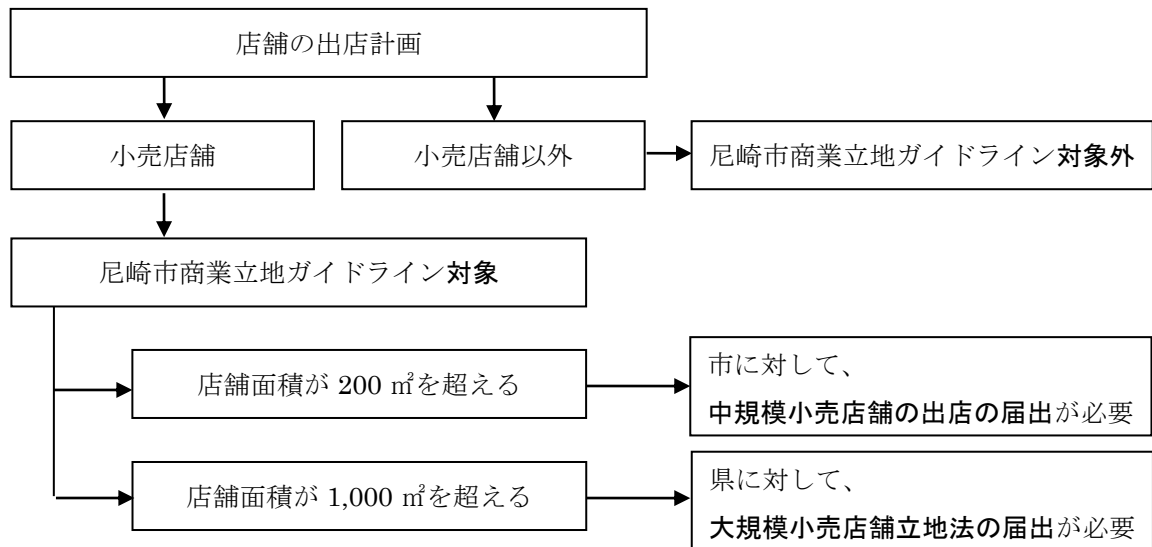
2. 届出等に関する相談について

小売業（物品加工修理業を含む。）を営むための店舗を立地するにあたり、対象業種や届出の内容、立地に関する疑義事項がある場合は、下記までご連絡をお願いいたします。

尼崎市経済環境局経済部地域産業課（商業担当）
電話番号 06-6430-9750

（※）平成28年11月7日以降、市役所本庁舎から出屋敷リベルに移転しました。

3. 届出の流れ



4. 注意事項

- 改正住環境整備条例の施行（H16.10.1）以前に开店及び着工したもののうち、ガイドラインの基準を超えるものについては、現状の店舗面積内での建替が認められます。その際、所有者や設置者、業種、建物の位置及び形態等について変更が生じても差し支えありません。

5. 問い合わせ先

尼崎市経済環境局経済部地域産業課

電話番号 06-6430-9750

所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階

以上